

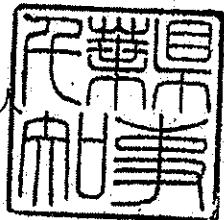
環第814号

令和4年10月11日

株式会社上総安房クリーンシステム

代表取締役社長 須賀 潔 様

千葉県知事 熊谷俊人



第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価

準備書に対する意見について（通知）

令和4年4月6日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、
千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、現在、木更津市内で実施されている木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市による君津地域広域廃棄物処理事業が、令和8年度に事業終了を迎えるに当たり、新たに鴨川市、南房総市及び鋸南町の2市1町の事業参加を受け、7自治体及び民間企業4社により設立された株式会社上総安房クリーンシステムが富津市内において事業を行うものである。新設する施設は、1日当たりの処理能力が486トン（162トン×3炉）のシャフト炉式の廃棄物溶融施設等である。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、京葉臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所、製鉄所、最終処分場等が立地している。南東約1.3キロメートルには様々なスポーツや憩いの場として利用されている都市公園が存在し、その背後地には住宅街やショッピングセンター等が立地していることから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。また、事業区域内では、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物による土壌汚染が確認されていることから、汚染の拡散防止に十分留意する必要がある。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

（1）大気質

廃棄物処理施設の稼働による排出ガスについて、同規模程度の類似施設と比較して煙突高さが低いことや塩化水素の予測結果が目標環境濃度と同程度であることに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

(2) 水質

工事排水の処理について、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物が水質管理基準を超過した場合には速やかに水処理施設を設置することとされているが、当該施設が設置されるまでの間における措置内容を記載するとともに、当該施設の処理方法、処理能力及び設置位置を明らかにすること。

(3) 騒音

工事車両及び廃棄物運搬車両の走行による騒音について、主要地方道木更津富津線における現況の道路交通騒音が環境基準値を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、可能な限り環境影響の低減に努めること。

(4) 土壌

事業区域内において砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物による土壌汚染が確認されていることから、工事の実施に当たっては、土壌に含まれる有害物質が周辺の土壌や地下水に拡散することがないよう、環境保全措置を徹底すること。

(5) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出削減について、施設の稼働に当たっては、環境保全措置を徹底するとともに、施設の稼働後においても、バイオマス燃料の使用によるコークス使用量の更なる削減を積極的に推進するなど、可能な限り温室効果ガス削減の取組に努めること。

3 監視計画

- (1) 調査項目ごとに選定理由を明らかにすること。また、調査の実施に当たっては、項目ごとの調査目的を踏まえて調査地点及び調査時期を適切に設定すること。
- (2) 植物の調査について、重要な種等の移植に当たっては、仮移植期間においても活着状況及び生育状況の調査を年1回以上実施すること。

4 その他

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表すること。
- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。